

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍広島市西区三篠町一丁目七九四番地、最後の住所広島県東広島市黒瀬町南方九二番地

被相続人 亡 中村 邦夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、令和八年九月二日までに請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは、令和八年九月二日までに請求の申出をして下さい。

令和八年七月一日

広島市中区東白鳥町一四番一五号NTTクレド白鳥ビル八階弁護士法人広島メーブル法律事務所
相続財産清算人 弁護士 中井 克洋

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍広島市佐伯区美の里一丁目二番、最後の住所広島市佐伯区八幡三丁目二番一四号一四〇七号

被相続人 亡 岩井 健二

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、令和八年九月二日までに請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは、令和八年九月二日までに請求の申出をして下さい。

令和八年七月一日

広島市中区白鳥北町三番一四号
相続財産清算人 司法書士 安田 正彦

相続債権者受遺者への請求申出の催告
本籍広島県府中市府中町一九四番地六三、最後の住所本籍に同じ

被相続人 亡 川渕 政則

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、令和八年九月三日までに請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは、令和八年九月三日までに請求の申出をして下さい。

令和八年七月一日

広島市西区己斐本町一丁目二三番一九一三〇一見当法律事務所
相続財産清算人 司法書士 見当 悦子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍徳島県徳島市南田宮一丁目二〇八番地、最後の住所徳島県徳島市新浜町四丁目三番三四一二号

被相続人 亡 正木 祥博

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは、令和八年七月一日

徳島県徳島市新蔵町二丁目六番地の二
相続財産清算人 弁護士 島内 保彦

相続債権者受遺者への請求申出の催告
本籍福岡県宮若市金生七八番地九、最後の住所福岡県宮若市金生七八番地九市宮向田団地八号

被相続人 亡 俵 幸男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは、令和八年七月一日

令和八年七月一日
事務所福岡県鞍手郡小竹町南良津一三八
こたけひまわり法律事務所

相続財産清算人 弁護士 小坂 壘

相続債権者受遺者への請求申出の催告
本籍福岡県糟屋郡須恵町大字旅石八六番地三九、最後の住所福岡県糟屋郡須恵町大字旅石八四番地二一SPROUT須恵六〇一四号

被相続人 亡 田代 正躬

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは、令和八年七月一日

令和八年七月一日
福岡県福岡市中央区赤坂一丁目一五番三三
号 ダイアビル福岡赤坂四〇一四号 鴻和法律事務所

相続財産清算人 弁護士 大塚 祐弥

相続債権者受遺者への請求申出の催告
本籍長崎県大村市片町八七番地一、最後の住所本籍に同じ

被相続人 亡 辻 政広

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは、令和八年七月一日

令和八年七月一日
長崎県大村市池田二丁目一一一番地三〇
相続財産清算人 司法書士 前田 洋之

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍熊本県合志市幾久富一〇八四番地、最後の住所熊本県合志市迎町一丁目一番三三番地

被相続人 亡 渡邊 英樹

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは、令和八年七月一日

令和八年七月一日

熊本市西区京町本丁一三三 京陵ハイツ
一〇一池上法律事務所
相続財産清算人 弁護士 池上 雄飛

相続債権者受遺者への請求申出の催告
本籍広島県福山市金江町藻江甲四二〇番地、最後の住所鹿兒島市光山一丁目一番二五号

被相続人 亡 松岡 一夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは、令和八年七月一日

令和八年七月一日
鹿兒島市光山一丁目一番二五号 NISHIDA OFFICE

相続財産清算人 西田 一世

所有者不明土地管理人による供託公告
非訟事件手続法第九十条第八項の規定により、次のとおり供託しました。

一 対象土地 福岡県久留米市高良内町字粥盛三
四三三番一 亡藤吉守隆相続財産
持分三分の一

二 供託所 同所字同三三三番五一 亡藤吉
守隆相続財産持分三分の一

三 供託番号 福岡法務局久留米支局
供託番号 令和八年度金第七三三号

四 供託金額 二、六二三、四四九円

五 裁判所 福岡地方裁判所久留米支部

六 事件名 所有者不明土地管理命令申立事件

七 事件番号 令和六年(チ)第五号
令和八年七月一日

福岡県久留米市城南町二番地の二
所有者不明土地管理人 阿南 智子
不在者財産管理人による供託公告
家事事件手続法第百四十六條の二第一項及び第二項の規定により、次のとおり供託しました。

一 不在者 朴 成泰

住所 福岡県行橋市以下不詳
生年月日 不詳

二 供託所 福岡法務局行橋支局

三 供託番号 令和八年度金第五五五号

四 供託金額 金三、九八六、八九五円

五 裁判所 福岡家庭裁判所行橋支部

六 事件名 不在者財産管理人選任申立事件

七 事件番号 令和六年(家)第六三九号
令和八年七月一日

福岡県行橋市大橋二丁目五番一五号
不在者財産管理人 司法書士 國永 修一

不在者財産管理人による供託公告
家事事件手続法第百四十六條の二第一項及び第二項の規定により、次のとおり供託しました。

一 不在者 佐藤 智広

住所 大分県杵築市山香町大字内河野一八三
四番地一市営上住宅D棟一〇一室

二 供託所 大分地方裁判所杵築支局

三 供託番号 令和八年度金第四三三三号

四 供託金額 二、五五五、七〇二円

五 裁判所 大分家庭裁判所杵築支部

六 事件名 不在者財産管理人選任申立事件

七 事件番号 平成二十八年(家)第三〇二五号
令和八年七月一日

大分県速見郡日出町三四五六番地一日出ア
ベニユ一〇三

不在者財産管理人 司法書士 立野 孝一

第62期決算公告

令和8年6月30日

北海道石狩市新港西1丁目721番地11

石狩開発株式会社

代表取締役社長 豊岡 孝章

貸借対照表の要旨(令和8年3月31日現在)

科 目		金 額(百万円)
資産の部	流動資産	23,415
	固定資産	1,405
	合 計	24,821
負債の部	流動負債	90
	固定負債	371
	合 計	(45)
純資産の部	資本金	24,358
	剰余金	33
	合計	18,919
負債及び純資産の部	流動負債	5,406
	固定負債	5,406
	合 計	24,821

(注) 当期純利益 555百万円